ただし、当該自動車（平成二十四年三月十一日以前に製作されたものを除く。）が衝突被害軽減制動制御装置を備えるものである場合にあっては、細目告示第十五条第七項中「協定規則第131号の技術的な要件（同規則改訂版の５．及び６．に限る。以下第93条第８項において同じ。）」とあるのは「協定規則第131号の技術的な要件（同規則改訂版の５．及び６．に限る。以下第93条第８項において同じ。）又は道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第1100号）による改正前の細目告示別添113「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に定める基準」と、細目告示第九十三条第八項中「協定規則第131号の技術的な要件」とあるのは「協定規則第131号の技術的な要件又は道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第1100号）による改正前の細目告示別添113「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に定める基準」と読み替えて、細目告示第十五条第七項、第九十三条第八項及び第百七十一条第八項の規定を適用するものとする。

第九条第十九項中「普通自動車」を「自動車」に、「適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領に定める基準」を「適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、当該自動車（平成二十四年三月十一日以前に製作されたものを除く。）が衝突被害軽減制動制御装置を備えるものである場合にあっては、細目告示第十五条第七項中「協定規則第131号の技術的な要件（同規則改訂版の５．及び６．に限る。以下第93条第８項において同じ。）」とあるのは「協定規則第131号の技術的な要件（同規則改訂版の５．及び６．に限る。以下第93条第８項において同じ。）又は道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第1100号）による改正前の細目告示別添113「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に定める基準」と、細目告示第九十三条第八項中「協定規則第131号の技術的な要件」とあるのは「協定規則第131号の技術的な要件又は道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第1100号）による改正前の細目告示別添113「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に定める基準」と読み替えて、細目告示第十五条第七項、第九十三条第八項及び第百七十一条第八項の規定を適用するものとする。

第九条第二十項中「普通自動車」を「自動車」に改め、「及び被牽引自動車」を削り、「適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領に定める基準」を「適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、当該自動車（平成二十四年三月十一日以前に製作されたものを除く。）が衝突被害軽減制動制御装置を備えるものである場合にあっては、細目告示第十五条第七項中「協定規則第131号の技術的な要件（同規則改訂版の５．及び６．に限る。以下第93条第８項において同じ。）」とあるのは「協定規則第131号の技術的な要件（同規則改訂版の５．及び６．に限る。以下第93条第８項において同じ。）又は道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第1100号）による改正前の細目告示別添113「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に定める基準」と、細目告示第九十三条第八項中「協定規則第131号の技術的な要件」とあるのは「協定規則第131号の技術的な要件又は道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第1100号）による改正前の細目告示別添113「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に定める基準」と読み替えて、細目告示第十五条第七項、第九十三条第八項及び第百七十一条第八項の規定を適用するものとする。

第九条第二十一項中「平成二十四年四月一日以降に製作された貨物の運送の用に供する普通自動車」を「貨物の運送の用に供する自動車」に、「及び被牽引自動車」を「であって車両総重量が十三トンを超えるもの」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、当該自動車（平成二十四年三月十一日以前に製作されたものを除く。）が衝突被害軽減制動制御装置を備えるものである場合にあっては、細目告示第十五条第七項中「協定規則第131号の技術的な要件（同規則改訂版の５．及び６．に限る。以下第93条第８項において同じ。）」とあるのは「協定規則第131号の技術的な要件（同規則改訂版の５．及び６．に限る。以下第93条第８項において同じ。）又は道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第1100号）による改正前の細目告示別添113「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に定める基準」と、細目告示第九十三条第八項中「協定規則第131号の技術的な要件」とあるのは「協定規則第131号の技術的な要件又は道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第1100号）による改正前の細目告示別添113「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に定める基準」と読み替えて、細目告示第十五条第七項、第九十三条第八項及び第百七十一条第八項の規定を適用するものとする。

第九条第二十二項中「普通自動車（立席を有するものを除く。）」を「自動車」に、「適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領に定める基準」を「適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、当該自動車（平成二十五年一月二十六日以前に製作されたものを除く。）が衝突被害軽減制動制御装置を備えるものである場合にあっては、細目告示第十五条第七項中「協定規則第131号の技術的な要件（同規則改訂版の５．及び６．に限る。以下第93条第８項において同じ。）又は道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第1100号）による改正前の細目告示別添113「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に定める基準」と、細目告示第九十三条第八項中「協定規則第131号の技術的な要件」とあるのは「協定規則第131号の技術的な要件又は道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第1100号）による改正前の細目告示別添113「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に定める基準」と読み替えて、細目告示第十五条第七項、第九十三条第八項及び第百七十一条第八項の規定を適用するものとする。

第九条第二十三項中「普通自動車（立席を有するものを除く。）」を「自動車」に、「適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領に定める基準」を「適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、当該自動車（平成二十五年一月二十六日以前に製作されたものを除く。）が衝突被害軽減制動制御装置を備えるものである場合にあっては、細目告示第十五条第七項中「協定規則第131号の技術的な要件（同規則改訂版の５．及び６．に限る。以下第93条第８項において同じ。）又は道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第1100号）による改正前の細目告示別添113「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に定める基準」と、細目告示第九十三条第八項中「協定規則第131号の技術的な要件」とあるのは「協定規則第131号の技術的な要件又は道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第1100号）による改正前の細目告示別添113「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に定める基準」と読み替えて、細目告示第十五条第七項、第九十三条第八項及び第百七十一条第八項の規定を適用するものとする。

第九条第二十四項中「普通自動車（立席を有するものを除く。）」を「自動車」に、「適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領に定める基準」を「適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、当該自動車（平成二十五年一月二十六日以前に製作されたものを除く。）が衝突被害軽減制動制御装置を備えるものである場合にあっては、細目告示第十五条第七項中「協定規則第131号の技術的な要件（同規則改訂版の５．及び６．に限る。以下第93条第８項において同じ。）又は道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第1100号）による改正前の細目告示別添113「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に定める基準」と、細目告示第九十三条第八項中「協定規則第131号の技術的な要件」とあるのは「協定規則第131号の技術的な要件又は道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第1100号）による改正前の細目告示別添113「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に定める基準」と読み替えて、細目告示第十五条第七項、第九十三条第八項及び第百七十一条第八項の規定を適用するものとする。

第九条に次の二項を加える。

35　専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車であって車両総重量が五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のものについては、当分の間、細目告示第十五条第七項、第九十三条第八項及び第百七十一条第八項の規定は、適用しない。